



2024年5月28日

各位

会社名 株式会社ジーネクスト  
代表者名 代表取締役 三ヶ尻 秀樹  
(コード番号：4179 東証グロース)  
問合せ先 代表取締役 三ヶ尻 秀樹  
(TEL. 03-5962-5170)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2024年6月28日開催予定の第23期定時株主総会で承認決議されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を強化して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実およびさらなる企業価値の向上を図ることを目的としています。

##### (2) 移行の時期

2024年6月28日開催予定の当社第23期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。その他、これらの変更に伴う所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2024年6月28日（金）

定款の一部変更の効力発生日 2024年6月28日（金）

以上

## 定款 新旧対照表

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、その選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名のほか、役付取締役若干名を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の<u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役は6名以内とし、<u>監査等委員</u>である取締役は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役及び<u>監査等委員</u>である取締役は、<u>それぞれ株主総会</u>において選任する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員</u>である取締役を除く。)の任期は、その選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>2 監査等委員</u>である取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員</u>である取締役の補欠として選任された<u>監査等委員</u>である取締役の任期は、退任した<u>監査等委員</u>である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により<u>取締役</u>(<u>監査等委員</u>である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u>(<u>監査等委員</u>である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長</u>1名のほか、役付取締役若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会 が選定する監査等委員は、取締役会を招集 することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各取締役及び各監査役に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで取締役会を開催す ることができるものとする。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただし、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催すること ができるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の選任)</u> 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項に 規定するところに従い、取締役会の決議をも って、同条第5項各号に規定する事項以外の <u>重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定 を代表取締役委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略)</p>
<p>(取締役会規程) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として、当会社から受ける財産上の利益 (以 下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によ って定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役 及び監査等委員である取締役の報酬、賞与そ の他の職務執行の対価として、当会社から受 ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。 )</u>は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定め る。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>〈新設〉</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第31条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(会計監査人の選任)  <u>第37条</u> 〈条文省略〉</p>	<p>(会計監査人の選任)  <u>第32条</u> 〈条文省略〉</p>
<p>(任期)  <u>第38条</u> 〈条文省略〉</p>	<p>(任期)  <u>第33条</u> 〈条文省略〉</p>
<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の報酬等)  <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</u></p>	<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の報酬等)  <u>第34条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</u></p>